

会津美里町財務規則の一部を改正する規則 新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
<p>(公共工事の前金払) 第65条の2 (略)</p> <p>2 前項の前金払をした公共工事(設計、調査、測量又は機械類の製造に係るものを除く。)において、施行規則附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての前項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負金額が<u>300万円以上</u>である場合に限り、同項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の2割以内の額の前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。</p> <p>(契約保証金の還付) 第100条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に、<u>直ちに契約の相手方に還付する</u>。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合にあっては、当該契約者の同意を得て契約代金の全部又は一部に充当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略) (普通財産の貸付け) 第181条 財産管理者は、普通財産を貸し付けようとするときは、当該普通財産を借り受けようとする者から、普通財産借受等申込書(様式第84号)を提出させなければならない。</p> <p>2 財産管理者は、前項の規定により普通財産借受等申込書の提出があったときは、これに意見を付し、契約書案及び普通財産貸付調書(様式第85号)を添えて、当該普通財産の貸付けについて町長の決定を受けなければならない。</p> <p>3 財産管理者は、前項の規定により町長の決定を受けたときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。ただし、極めて短期間の貸付けに係るものにあつては、この限りでない。</p> <p>4 前3項の規定は、当該普通財産の貸付契約の更新をする場合に準用する。</p> <p>5 法第238条の5第2項の規定により普通財産である土地を信託するとき、及び同条第3項の規定により国債等を信託するときは、別に町長が定める方法により行うものとする。</p> <p>(普通財産の貸付料) 第181条の2 前条第2項の規定により普通財産の貸付けを決定するときの貸付料の算</p>	<p>(公共工事の前金払) 第65条の2 (略)</p> <p>2 前項の前金払をした公共工事(設計、調査、測量又は機械類の製造に係るものを除く。)において、施行規則附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての前項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負金額が<u>1,000万円以上</u>であり、かつ、工期が100日以上である場合に限り、同項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の2割以内の額の前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。</p> <p>(契約保証金の還付) 第100条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に、<u>契約の相手方から契約保証金還付請求書(様式第58号)及び当該契約保証金に係る領収証書の提出を受けて、これと引き換えに還付するものとする</u>。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合にあっては、当該契約者の同意を得て契約代金の全部又は一部に充当することができる。</p> <p>2 (略) (普通財産の貸付け) 第181条 財産管理者は、普通財産を貸し付けようとするときは、当該普通財産を借り受けようとする者から、普通財産借受等申込書(様式第84号)を提出させなければならない。</p> <p>2 財産管理者は、前項の規定により普通財産借受等申込書の提出があったときは、これに意見を付し、契約書案及び普通財産貸付調書(様式第85号)を添えて、当該普通財産の貸付けについて町長の決定を受けなければならない。</p> <p>3 財産管理者は、前項の規定により町長の決定を受けたときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。ただし、極めて短期間の貸付けに係るものにあつては、この限りでない。</p> <p>4 前3項の規定は、当該普通財産の貸付契約の更新をする場合に準用する。</p> <p>5 法第238条の5第2項の規定により普通財産である土地を信託するとき、及び同条第3項の規定により国債等を信託するときは、別に町長が定める方法により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>定方法は、会津美里町行政財産使用料条例(平成17年会津美里町条例第64号)及び会津美里町行政財産使用料条例施行規則(平成17年会津美里町規則第50号。以下「行政財産使用料条例施行規則」という。)を準用する。</u></p> <p><u>2 当該普通財産を借り受けようとする者が第1項に規定する貸付料の無償貸付又は減額貸付(以下「無償貸付等」という。)を希望するときは、行政財産使用料条例施行規則を準用し、無償貸付等の申請書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、前項の規定により当該普通財産の無償貸付等の申請書が提出されたときは、会津美里町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成17年会津美里町条例第69号)第4条に該当する場合に限り、当該普通財産の無償貸付等を行うことができる。</u></p>	

改正後

様式第58号(第117条関係)

様式第58号(第117条関係)

入札保証金還付請求書																			
入札保証金の	金額													円	納入者(住所及び氏名) _____ _____				
内訳	現金																		
	証券																		
証券の内訳	種類	券面金額										枚数	利札数	担保価額					

上記のとおり請求します。 _____ 年 月 日
 会津美里町長 請求人

上記のとおり領収しました。 _____ 年 月 日
 会津美里町会計管理者 受取人

改正前

様式第58号(第100条、第117条関係)

第58号様式(第100条、第117条関係)

契約(入札)保証金還付請求書																			
契約(入札)保証金の	金額													円	納入者(住所及び氏名) _____ _____				
内訳	現金																		
	証券																		
証券の内訳	種類	券面金額										枚数	利札数	担保価額					

上記のとおり請求します。 _____ 年 月 日
 会津美里町長 請求人

上記のとおり領収しました。 _____ 年 月 日
 会津美里町会計管理者 受取人